

# NEWS LETTER Vol.19

7

2015

7月は、社会保険の算定基礎届など、大切な事務手続きが多くあります。「お仕事備忘録」を活用していただいて、もれのないようにチェックしましょう。掲載内容に関してご不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。



## ■調査大特集 今やるべきことが分かる

～ 税務調査・年金事務所調査の実態からその対策 ～

- 税務調査の実態 ～ 税務調査を徹底マーク ～
- 年金事務所調査の実態 ～ 社会保険料の追加徴収を防ぐために ～
- 【第4期徳島元気塾】『有利なマーケット「真空マーケット」をとろう！』
- 【経営を変革するクラウドサービス特集】 第2回 便利なクラウドサービス① -オンラインストレージ-
- お仕事備忘録
- お仕事カレンダー
- 7月開催セミナー

### 株式会社マネジメント・スタッフ

税理士法人アクシス  
社会保険労務士法人アクシス  
川人行政書士事務所  
株式会社徳島経理代行センター  
有限会社エムエスサービス

【本社・徳島事務所】 徳島市北島田町1丁目3番地3  
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川事務所】 吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1  
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

ホームページ <http://www.m-staff.com>  
メールアドレス [ms@m-staff.com](mailto:ms@m-staff.com)

【統計でみる】**税務調査の実態**

法人

個人

税務調査件数約**91,000**件  
うち、法人税額相違 **72.5%**  
申告漏れ **7,515**億円  
追徴税額 **1,591**億円

税務調査件数  
(所得税の実地調査) **69,974**件  
申告漏れ**4,550**億円  
追徴税額**704**億円

毎年、どれだけの税務調査が行われているか、ご存知ですか？

上記は、平成26年10月（個人の所得税などの状況）、平成26年11月（法人税等の調査実績）に国税庁から公表された平成25事務年度（H25.7~H26.6）に実施された税務調査の件数です。

調査の対象となるのは、申告を行っている法人・個人だけでなく、無申告の法人や海外取引法人、消費税還付申告を行った法人など、多岐にわたっています。

どの税目で、どれくらい調査件数があるのか、また追加で課せられる追徴税額がいくら発生しているか、統計から確認してみましょう。

※「平成25事務年度法人税・法人消費税の調査実績の概要」

[https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/hojin\\_chosa/pdf/hojin\\_chosa.pdf](https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/hojin_chosa/pdf/hojin_chosa.pdf)

※「平成25事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」

[https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/shotoku\\_shohi/index.htm](https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/shotoku_shohi/index.htm)

個人(所得税)

1件当たりの追徴税額などは？

次に、個人の所得税の状況についてみていきましょう。

個人の所得税については、実地調査件数が、61,635件、うち82.3%にあたる50,744件に、申告漏れなどが見つっています。

申告漏れの所得税額は、総計で4,137億円となり、1件当たりの追徴税額が113万円（本税・加算税）という結果となりました。【表3】

※「特別・一般」調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査を行うもの。特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる者等を対象に、1件当たり10日以上を目安に実施している調査である。

※「着眼」調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる者を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。

【表3】所得税の実地調査の状況

| 項目         | 実地調査     |          |          |        |
|------------|----------|----------|----------|--------|
|            | 特別・一般    | 着眼       | 計        |        |
| 調査件数       | 件 45,693 | 件 15,942 | 件 61,635 |        |
| 申告漏れ等の非違件数 | 件 39,216 | 件 11,528 | 件 50,744 |        |
| 申告漏れ所得金額   | 億円 3,702 | 億円 436   | 億円 4,137 |        |
| 追徴税額       | 本税       | 億円 564   | 億円 28    | 億円 592 |
|            | 加算税      | 億円 101   | 億円 3     | 億円 104 |
|            | 計        | 億円 665   | 億円 32    | 億円 696 |
| 1件当たり追徴税額  | 申告漏れ所得金額 | 万円 810   | 万円 273   | 万円 671 |
|            | 本税       | 万円 123   | 万円 18    | 万円 96  |
|            | 加算税      | 万円 22    | 万円 2     | 万円 17  |
|            | 計        | 万円 145   | 万円 20    | 万円 113 |

※「平成25事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」より

※平成25年7月から平成26年6月までの実績

(法人税) 1件当たりの追徴税額などは？

【表1】法人税の実地調査の状況

平成25事務年度においては、大口・悪質な不正が想定される法人など、約9万1千件の実地調査がありました。

調査があった法人のうち税額に誤りのあった法人は約6.6万件で、全体の72.5%にのぼります。

また、追徴税額は1,591億円で、調査1件当たりの追徴税額は175万4千円という結果となりました。【表1】

| 項目               | 事務年度等     |           | 前年対比 |
|------------------|-----------|-----------|------|
|                  | 24        | 25        |      |
| 実地調査件数           | 千件 93     | 千件 91     | 97.2 |
| 非違があった件数         | 千件 68     | 千件 66     | 96.8 |
| うち不正計算があった件数     | 千件 17     | 千件 17     | 98.4 |
| 申告漏れ所得金額         | 億円 9,992  | 億円 7,515  | 75.2 |
| うち不正所得金額         | 億円 2,758  | 億円 2,184  | 79.2 |
| 調査による追徴税額        | 億円 2,098  | 億円 1,591  | 75.8 |
| 調査1件当たりの申告漏れ所得金額 | 千円 10,712 | 千円 8,286  | 77.4 |
| 不正1件当たりの不正所得金額   | 千円 16,125 | 千円 12,978 | 80.5 |
| 調査1件当たりの追徴税額     | 千円 2,249  | 千円 1,754  | 78.0 |

(法人消費税) 1件当たりの追徴税額などは？

【表2】消費税（法人）の実地調査の状況

法人消費税については、約8万7千件の実地調査が行われ、全体の56.3%にあたる約4万9千件に、申告税額に誤りがありました。

調査1件当たりの追徴税額は、43万6千円、不正とされた場合の1件当たりの追徴税額は、86万2千円という結果となりました。【表2】

| 項目             | 事務年度等  |        | 前年対比  |
|----------------|--------|--------|-------|
|                | 24     | 25     |       |
| 実地調査件数         | 千件 88  | 千件 87  | 98.1  |
| 非違があった件数       | 千件 50  | 千件 49  | 98.3  |
| うち不正計算があった件数   | 千件 13  | 千件 13  | 100.0 |
| 調査による追徴税額      | 億円 474 | 億円 378 | 79.7  |
| うち不正計算に係る追徴税額  | 億円 114 | 億円 112 | 98.1  |
| 調査1件当たりの追徴税額   | 千円 536 | 千円 436 | 81.3  |
| 不正計算1件当たりの追徴税額 | 千円 879 | 千円 862 | 98.1  |

(注) 調査による追徴税額には地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

(源泉所得税) 調査による追徴税額などは？

【表4】源泉所得税の実地調査の状況

源泉所得税については、平成25年7月から平成26年6月までの間、約11万7千件の源泉徴収義務者について実地調査が実施されています。

このうち、相違があったのは約3万2千件で、その追徴税額は総額で254億円にのぼりました。1件当たりの追徴税額は21万7千円となっています。【表4】

(注) 復興特別所得税含む。

また、【表4】のうち、「調査による追徴税額 254億円」の内訳で多いものは、「給与所得」「報酬料金等所得」「退職所得」、続いて「配当所得」の順となりました。【表5】

| 項目           | 件数/金額 |
|--------------|-------|
| 実地調査件数       | 117千件 |
| 非違があった件数     | 32千件  |
| うち、重加算税適用件数  | 3千件   |
| 調査による追徴税額    | 254億円 |
| うち、重加算税追徴税額  | 49億円  |
| 調査1件当たりの追徴税額 | 217千円 |

【表5】調査による追徴税額の状況

| 項目                 | 税額    | 前年対比(%) |
|--------------------|-------|---------|
| 給与所得               | 172億円 | 92.4%   |
| 退職所得               | 3億円   | 97.0%   |
| 利子所得等              | 1億円   | 749.2%  |
| 配当所得               | 3億円   | 58.1%   |
| 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 | 0億円   | 0.0%    |
| 報酬料金等所得            | 17億円  | 103.0%  |
| その他                | 30億円  | 69.5%   |
| 計                  | 228億円 | 88.9%   |
| 加算税額               | 26億円  | 89.8%   |
| 合計                 | 254億円 | 89.0%   |

## 税務調査の実態 ～税務調査を徹底マーク～

**Q** 税務調査を受けた人から、調査を受けて困ったということを知りましたが、税務調査がどのようなものか、また対策等注意すべきものがあるならば、教えてください。

**A** 税務調査といっても、税目がたくさんあり、各税目によって調査の内容が変わってきますので、調査全般の他、主な税目として法人税、所得税、源泉所得税、消費税、印紙税に分けてご説明いたします。

### 調査全般についての内容・対策等

#### (1) 税務調査とは？

税務調査とは、一般的に納税者が申告した内容について、税務署が申告内容が正しいかどうかの確認に来ることです。また、申告すべき事業者等が申告できていない場合なども、申告が必要かどうかの確認に来ることがあります。

税務署からの調査は、一般的に任意調査ということで、納税者の了解の下に行われます。また、国税局の査察部門からの調査は、大きな問題のある場合の強制調査ということになります。

#### (2) 調査の始まりは？

税務署が調査すべき納税者を選定した場合に、通常、納税者又は税理士の方に調査日時等を伝えてきます。しかし、中には現金商売のような業種など、税務署が必要に応じて事前の連絡をしないケースもあります。

突然、ある朝に税務署がやってくるということもありますので、そういうこともあるという認識をお持ち頂きたいと思います。常日頃からの記帳・現金有高等との突合確認が必要ということになります。

#### (3) 調査日数、調査期間は？

日数は、調査の種類、事業者の規模等によって違ってきますが、税務署が事業者の方に来るのはだいたい1日から3日程度ですが、調査が全て終了するのは、期間的に1週間ぐらいから数ヶ月かかるケースもあります。

#### (4) 調査の内容は？

##### ① 税務署員による事業内容等の聴き取り調査

##### ② 帳簿・書類等の確認調査

調査を受けるまでに、調査対象期間の帳簿書類の事前確認をしておく必要があります。帳簿書類の見直し、不備な点があれば整理しておくなどにより、調査がスムーズに進むと思われます。

##### ③ 事務所、営業場所、工場等の状況確認

事務所内等の机、金庫、パソコン等を確認されることがありますので、事前に整理しておくことで、余計な疑問を持たれずスムーズに進むと思われます。

##### ④ 取引先等への確認調査など

#### (5) 調査の終結は？

##### ① 問題事項がある場合

- 問題点について了解した場合
  - 修正申告書、期限後申告書（無申告の場合）の提出
- 問題点について了解出来ない場合で、修正申告をしない場合
  - 税務署側からの更正・決定という処理になり、税務署から通知が来ます。

##### ② 問題事項がない場合

税務署から、調査の結果、何も問題がなかった旨の通知が来ます。

### 法人税調査についての内容・対策等

#### 記帳・帳簿書類保存の重要性

法人税の場合、殆どが青色申告での申告となりますが、記帳・帳簿書類保存が前提で、書類等（領収証等）が無い又は保存出来ていないことにより、問題となるケースがあります。

書類の整理の他、必要書類が紛れ込んでないかなど、事前の準備をする方が良いと思われます。

#### 説明資料の作成等、説明する準備の必要性

上記に関連して、決算時を中心に重要な内容のもの、重要な決定事項などについて、税務署に対する説明資料は確実に作成しておく必要があります。説明できないことにより、問題となるケースがあります。

後からの書類等の作成は問題がありますが、整理はしておく方が良いと思われます。

## 所得税調査についての内容・対策等

### 帳簿書類の保存の重要性

所得税に係る事業者は、法人税と違い白色申告者も多く、青色申告者と比べて帳簿書類の保存の悪い事業者が多いと思います。そして、調査に対する内容説明ができないケースがあり、問題となるケースが多くあります。中には納得しがたい調査結果になるケースもありますが、説明できないために不利になることが多いです。

そこで、不利な調査結果にならないために、帳簿書類の保存を心掛ける必要があります。

### 事業用経費と個人的経費の区分

所得税事業者の場合、事業用の経費と個人用の経費が混同されているケースが多い、又は、混同され易い状況にあるため、所得税法は必要経費について判断が厳しい取扱いとなっています。

法人税法の必要経費は、業務的に関連するものは必要経費として認められますが、所得税法の必要経費は、業務に関連するだけでは認められず、取引先等に直接的に必要とされるものだけに限定されています。従って、個人事業者の所得税の方が、法人税より必要経費の考え方が厳しいということになります。

## 源泉所得税調査についての内容・対策等

### 調査でよく問題になる事項

- ① 報奨金、永年表彰等に係る手当等について、源泉所得税の対象になっていない。
- ② 弁護士、司法書士、建築士等に係る報酬について、源泉所得税を差引きできていない。
- ③ パート・アルバイトに支払う給与について、源泉所得税の取扱いを適正に適用できていない。  
例えば、扶養控除等申告書を事業主に提出もれしているなどで、乙欄課税の対象になるなどの問題があります。

### 問題となった場合は？

源泉所得税は、基本的に受取った人が税金を負担し、支払った事業者が徴収義務者として、徴収して税金を納めなければなりません。

従いまして、問題となった税金については、支払者が受取者から徴収するか、又は、立替えて納税することになります。

受取った人が、確定申告で既に申告済みでも、源泉所得税が先になりますので、源泉税額を先に納め、受取人には税務署から職権で税額が還付されることになります。

## 消費税調査についての内容・対策等

### 帳簿記帳・帳簿書類の保存の重要性

本則課税適用者について、特に課税仕入について注意すべきことがあります。

課税仕入を認めてもらうためには、仕入・経費について帳簿に記載して、帳簿書類を保管しておかなければ、課税仕入を認めないということになっており、帳簿書類の記帳・保存が重要になります。

## 印紙税調査についての内容・対策等

### 原本を少なくすることの必要性

印紙税は、実際にある書類に対して課税されますので、出来るだけ書類を多く作成しないことが肝心です。契約書など枚数を多く作れば作るほど、印紙税が必要ということになります。

参考として、コピー機によるコピーやファックスなどは原本扱いされないの、印紙税は必要ではありません。コピー機によるコピー等を利用して、印紙税を少なくできます。

### レジシート（領収証）の取扱い

飲食業、小売業などの場合に、店頭でレジを使うことが多いと思われませんが、領収証に印紙を貼るのはご存知と思いますが、レジから出るレジシートも領収証と同じ取扱いになりますので、5万円以上の受取りについては印紙を貼って渡す必要があります。

レジシートについては、印紙税の調査でよく問題になります。

### 領収証に係る印紙貼付もれの調査

領収証の印紙については、現物そのものはお客様の方に渡すため、実際に印紙を貼っているかどうか後からでは分かりにくいものです。調査においては、決算書の租税公課科目の印紙の購入枚数を推計計算して調査されるため、貼れていない枚数は簡単に把握されます。

そのため、確実に貼付する必要があります。

# Check!

【 ～ 最後に ～ 】

以上のように、税務調査の内容、対策等についてご説明しましたが、参考にして頂けたらと思います。

税務調査は、その決算等から数年経過後に実施されますので、忘れた頃にやって来るということで、ご注意をお願いしたいと思います。

# 年金事務所 調査の実態

～社会保険料の追加  
徴収を防ぐために～

社会保険の調査は、**4年に1回**の割合で回ってきます

健康保険と厚生年金の調査は、日本年金機構が行っています。機構の計画には、「すべての会社を4年に1回は調査する」ということが盛り込まれています。

また、4年に1回の調査以外にも、近年では毎年7月の算定基礎届の提出時に「照合受付」という名称による調査が行われています。

会社として、今まで以上に、社会保険関係の適正な取り扱いが求められています。

今回は、社会保険の調査について、ポイントを説明いたします。

## 社会保険の調査では、何を見られる？

調査の主な目的は、次の3点を確認することにあります。反対に言えば、これらがきちんとできていれば、社会保険の調査は恐れることはありません。では、ポイントをひとつずつ見ていきましょう。



## 1. 社会保険に加入すべき人の手続き漏れがないか？

社会保険の加入対象となる人が、未加入のままになっていないかチェックされます。

特に、パートさんについては、パートというだけで社会保険に加入していないケースがありますが、正確には、次のように、勤務時間と勤務日数で社会保険の加入要件は決められています。

下記(1)と(2)がそれぞれ**4分の3以上**である場合、原則として社会保険に加入させること

(1) 1日または1週間の所定労働時間が、一般社員のおおむね**4分の3以上**の場合

(2) 1ヶ月の所定労働日数が、一般社員のおおむね**4分の3以上**の場合

上表の要件に該当する従業員は、本人や会社の希望にかかわらず、強制的に社会保険に加入しなければなりません。社会保険に加入していない従業員で、この要件に該当している人がいないか、今一度、確認してみてください。

社会保険労務士法人アクシス

## 2. 社会保険料の計算の基になる報酬を、正しく申告できているか？

給与には、基本給のほか、通勤手当など諸手当があります。

特に、非課税の通勤手当は所得税の対象にならないため、社会保険料の届出でも対象外とってしまう誤りがときどき見られます。しかし、社会保険料の計算においては、非課税通勤手当を含めた「すべての総支給額」をもとに、保険料を計算することとなっています。

誤って届出をしていないか確認してみてください。

## 3. 社会保険の加入日が正しいかどうか？

最近では少なくなりましたが、過去には、試用期間中は社会保険に加入させないという事業所が少なくありませんでした。正しくは、試用期間や見習い期間中と言えども、先述の勤務時間・勤務日数が一般社員の4分の3以上であれば、その日から加入させなければなりません。

その他、賞与を支給したとき、「賞与支払届」を届出できているか、昇給などがあつたとき「月額変更届」を届出できているかなどもチェックされるポイントです。

## 調査で違反が見つかったらどうなる？

法令通り是正することを求められます。例えば、加入義務のある従業員が、社会保険に未加入であったとすれば、入社日まで遡って社会保険に加入させられることとなります。ただし、時効は2年ですので、**最長で2年間の遡及加入**となります。なお、**2年遡ると、場合によっては数百万円の社会保険料負担が一気に発生**することもあります。

月給20万円の人の会社負担分の社会保険料は1ヶ月あたり27,574円ですので、2年間で約66万円を超えます。従業員負担分についても、同額が発生しますが、一旦は会社が全額を年金事務所に支払ってから従業員から徴収します。現実には従業員からうまく徴収できないケースも発生しますので、そうすると、132万円全額を会社が負担することになってしまいます。

## 今後に備えてどうすればいい？

年金事務所の調査は、4年に一度はあると考え、普段からパートの働き方を整理するなど、適正に社会保険の加入手続きを行っていくよう心がけておく必要があります。

手取り額が減るから嫌だと従業員側から反対されるケースも考えられますが、本来、社会保険は強制加入であり、手続きを行うことは事業主の義務です。従業員にはこのことをしっかりと説明し理解していただく必要があるでしょう。

社会保険は、独特なルールがあります。気になる点がありましたら、社会保険労務士法人アクシスまでお問い合わせください。

社会保険労務士法人アクシス



シリーズ  
連載

成長と生存のための経営セミナー  
第4期徳島元気塾

毎月第2金曜日開催中



今期で第4期を迎えた経営の原理原則をお伝えする経営セミナー「徳島元気塾」徳島で100社を超える企業が学んできたこのセミナー内容の概略をレポートします！

今月のテーマ

有利なマーケット「真空マーケット」をとろう！

「真空マーケット」とは

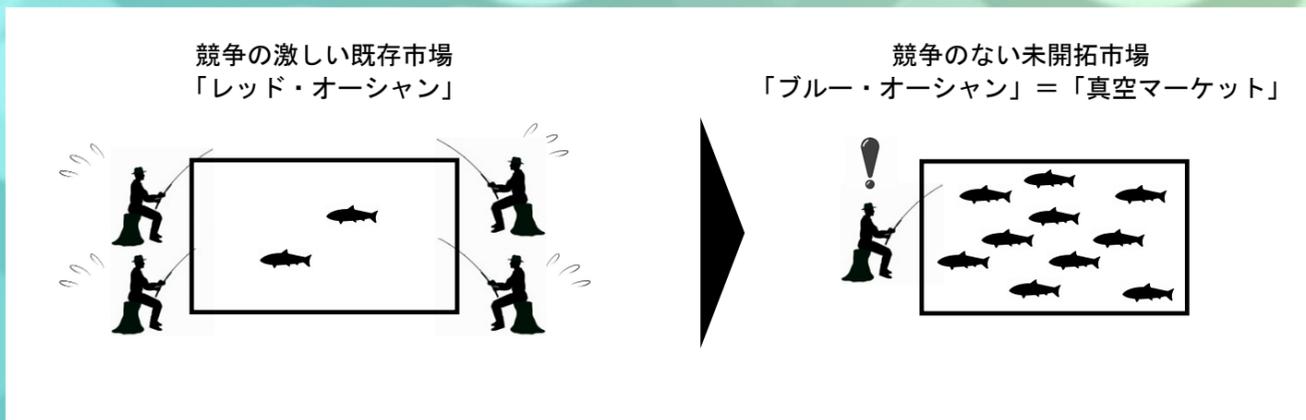
「真空マーケット」とは、「お客様は困っている、欲しがっているのに生産、提供されていないマーケット」のことです。

つまり、お客さまが欲しがっているのに、なぜか現時点では、商売としては空白になっている領域です。近年では、W・チャン・キムとレネ・モボルニュという人が書いた「ブルー・オーシャン戦略」という本で、競争の激しい既存市場「レッドオーシャン(赤い海、血で血を洗う競争の激しい領域)」と対比して、競争のない未開拓市場「ブルー・オーシャン(青い海、競合相手のいない領域)」として知られている分野です。

中小企業の多くは、競争の激しい既存市場「レッド・オーシャン」で、頑張って・努力して疲弊しています。これは、釣堀に魚が少ないのに、沢山の釣り客と魚を取り合っている状況に似ています。それでは、魚がいない時に、普通だったらどうしますか？  
粘って、魚が釣れるのを待ち続けますか？  
普通の方であれば、魚のいそうな違うポイントに移動して釣りを継続するのではないのでしょうか？

「真空マーケット」はいわば、この「魚のいそうなポイント」を発見することなのですが、多くの方が、「真空マーケット」なんて簡単に見つからないと思っています。

しかし、そんなことはありません。これから示す項目に従って、一つ一つ手順を踏んでいけば、必ず真空マーケットは見つかります。



真空マーケットの探し方

真空マーケットは、以下の項目に当てはめて、一つ一つ我社の業界・業種に真空が無いかどうか調べてみてください。

1. 立地・販売エリアの真空
2. 業態の真空
3. 部門・品種の真空
4. 品目の真空
5. 品質の真空
  - ①素材 ②サイズ・量 ③用途・機能
6. 価格レンジの真空
7. 時間の真空
  - ①営業時間 ②提供時間 ③使用時間
8. 提供方法の真空
  - ①通販 ②提携 ③IT ④デリバリー
  - ⑤自動販売機 ⑥リース・レンタル ⑦支払方法
9. 客層の真空
10. 規制緩和の真空
11. 需要と供給の真空

例えば、立地・販売エリアの真空は分かりやすいですね。無店地帯、つまり売っているお店が少ないという地理的真空です。

ただし、単純にライバル店がないからいいという訳ではありませんよ。

「支持人口＝商圈人口÷同業店数」という指標を使って我社に有利かどうかを判定していきます。

例えば、我社(スーパー)の商圈は3kmとした場合に以下の条件であれば、どこが有利な立地になりますか？

|    | 半径 3km<br>商圈人口 | 商圈内の<br>現在の同業者店数 | 支持人口 |
|----|----------------|------------------|------|
| A店 | 3万人            | 1店               |      |
| B店 | 5万人            | 4店               |      |
| C店 | 8万人            | 6店               |      |
| D店 | 10万人           | 7店               |      |

※支持人口を求めるには「現在同業店数+1(自社)」をして計算  
↓答え↓

は身コ景訓の店④B店③C店②D店①A店  
C店 8万÷7=1.1万 D店 10万÷7=1.2万  
A店 3万÷2=1.5万 B店 5万÷5=1万

徳島元気塾講師  
井崎 貴富  
PROFILE



◆1972年 三菱系商社に入社。5年後同社退職。大分県へUターン。  
◆多くのチェーンストア、経営者に影響を与えた、日本リテイリングセンター渥美俊一氏の率いるベガスクラブにて、10年間にわたって各種セミナーを受講し、徹底的に経営の原理原則を学び続ける。その間、経営に携わった地元企業で業態転換を推進し、約8年間で100倍の規模へ導く。10年後、同社退職。(現在、当該企業は380億円に成長中)  
◆1986年 中小企業の経営コンサルティング活動を開始。  
同時に、再開発コーディネーターとして国・県の都市開発に従事。  
◆その後、中京、東京を中心に、アメリカ、アルゼンチン、その他多くのコンサルティング活動に従事。  
◆2001年 地方中小企業の成長推進のための経営セミナー(『元気塾』および『革真塾』)を開始。

第4期徳島元気塾  
SCHEDULE

- 7/10 「組織」とは・・・組織作りの手順と社内体制の作り方
- 9/11 「採用」「教育、訓練」そして「評価」と「給与」体系の作り方
- 10/9 資金づくりの「原則」と「財務活動」の手順

※各日とも 18:00-20:45

# ■ 経営を変革するクラウドサービス特集

## 第2回 便利なクラウドサービス①

### — オンラインストレージ —

## オンラインストレージとは？

前回は、近年、「クラウドサービス」と呼ばれるインターネットを使った様々なサービスが普及してきていることをご紹介しました。

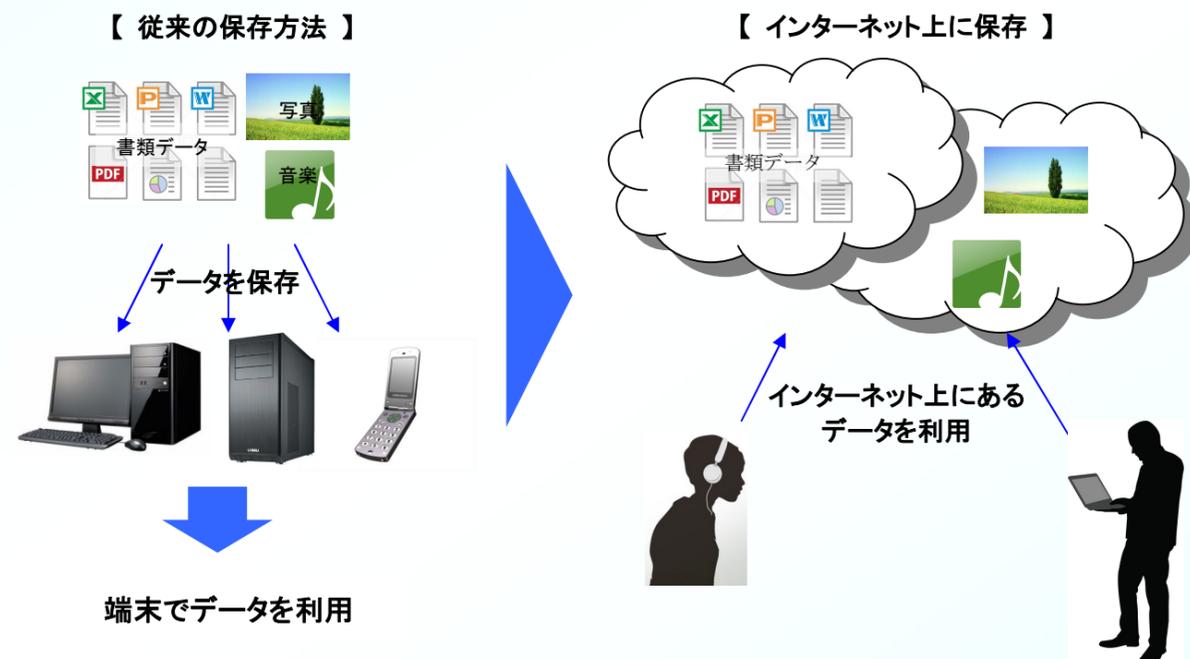
今回は、そうしたクラウドサービスの中の一つである、「オンラインストレージ」についてご紹介します。

前回もご紹介したように、クラウドサービスは、ネットワーク上にあるソフトウェアやデータにアクセスし、サービスを利用する形態になります。

**「オンラインストレージ」は、インターネット上にある、ファイル保管用のサーバーを使って、写真や音楽データ、また会社のデータを保管するサービスになります。**

従来であれば、データを保管するには、自分が持っているパソコン・携帯電話の中か、データ容量が多い場合には、サーバーを置いて物理的に保管をする必要がありました。

しかし、このオンラインストレージは、インターネット環境さえあれば、データをインターネット上に置くことができるため、パソコンの中にデータを保存する必要もありませんし、高価なサーバーを用意する必要もなくなります。



## オンラインストレージを利用するメリット

データの保管先をインターネット上にすることで以下のメリットが考えられます。

- ① パソコンが壊れたとしてもデータを守ることができる
- ② インターネット環境さえあれば、いつでも、どこでも閲覧可能
- ③ 大容量のデータを送付したい時に、データの保管場所（URL）を教えてあげれば受取可能
- ④ 自社にサーバーを置く必要がないためメンテナンス等が発生しない

以上のようなメリットを活用すると、わざわざ会社に出社しなくても仕事ができたり、訪問先で必要になったデータを気軽に閲覧できるようになります。

一方で、こうした機能について、セキュリティの問題から不安を感じる方もいらっしゃると思います。

例えば、「インターネット上にデータを保管すると、どこかでデータが盗まれるかもしれない」という問題が一番多い不安のようです。

確かに、いつでもどこでも閲覧が可能となるため、サービスを利用する際の ID やパスワードは厳密に扱う必要がありますし、ID などが流出しないように厳格な社内運用が必要になってきます。

ただし、これは、データの保管先を自社のパソコンやサーバーに置いておく際にも必要な運用になってきますし、インターネット上に置かれたデータは、物理的には、「データセンター」と呼ばれる、データ保管に特化した堅牢な建物の中で、厳格なセキュリティを施されたサーバーの中で保管されるため、自社に置いてあるパソコン等に比べて、安全性は非常に高いと考えることもできます。

## 主要なオンラインストレージサービス

オンラインストレージサービスを提供する会社は沢山あります。

大半のサービスが個人利用であれば、無料で始めることができるので、試しにどこかで利用してみるとよいかもしれません。

手順を踏めば特殊な操作が必要になることはないので、気軽に始めることができます。

なお、法人利用の場合や、データの保管容量を大きくしたい場合などは、有料版を利用する必要があります。

**Dropbox** (ドロップボックス)  
無料容量: 初期 2GB

定番中の定番サービスです。  
操作方法も簡単です。

**Box** (ボックス)  
無料容量: 5GB

業界の老舗企業です。  
ビジネス利用が多い印象です。

**Google Drive** (グーグルドライブ)  
無料容量: 15GB (Gmail 含む)

グーグルが提供しています。  
Gmail と一緒に使えます。

**OneDrive** (ワンドライブ)  
無料容量: 15GB

マイクロソフトが提供しています。  
Office との連携に最適です。

# 7月開催セミナー

徳島  
元気塾

## 7/10 (金) 18:00~20:45 『第4期徳島元気塾』本講座 「組織」とは・・・組織作りの手順と社内体制の作り方

### 企業の成長と生存のための 経営セミナー

経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

### < 今後のスケジュール >

- ◇ 9/11 (金) 「採用」「教育、訓練」そして「評価」と「給与」体系の作り方
  - ◇ 10/9 (金) 資金づくりの「原則」と「財務活動」の手順
- \* 日程等は変更になる場合があります。

交流

## 7/23 (木) 19:00~21:00 「経営研究会」

### 業種を超えた交流

経営者の皆さまにご参加いただいて業種の壁を超えて交流、意見交換を行います。

### < 今後のスケジュール >

- ◇ 8/27 (木) 19:00~21:00
  - ◇ 9/24 (木) 19:00~21:00
  - ◇ 10/22 (木) 19:00~21:00
- \* 日程等は変更になる場合があります。

無料

## 6/24 (水) 10:00~11:30 「事業者のためのマイナンバー制度対応セミナー」

### マイナンバー制度対応の 無料セミナー開催!

源泉徴収や社会保険手続き等の一部を担う事業者さまが、何をすべきかを具体的に解説します。

### < 今後のマイナンバー関係セミナー予定 >

- ◇ 8月頃 社会福祉法人向けマイナンバー制度対応セミナー
  - ◇ 9/18 (金) 人事労務に関するマイナンバー
- \* 日程等は変更になる場合があります。

無料

## 人事労務相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する事など、人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が広くお答えします。

- 開催日時：毎月第1・3金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

無料

## 年金相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手続きの方法や、年金額のシミュレーションなど、年金給付に関するあらゆる疑問に社会保険労務士がお答えします。

- 開催日時：毎月第2・4金曜日
- 備考：事前にご予約ください。

FAX(088-632-6543)/メール(ms@m-staff.com)にてお申込みください

|               |                    |  |
|---------------|--------------------|--|
| 参加セミナー等<br>番号 | セミナー番号①            | 7/10 「第4期 徳島元気塾」                       |
|               | セミナー番号②            | 7/23 「経営研究会」                           |
|               | セミナー番号③            | 6/24 「事業者のためのマイナンバー制度対応セミナー」           |
|               | 無料相談会④             | 無料 「人事労務相談会」 / 「年金相談会」                 |
| 貴社名           | 御役職<br>御芳名         | (相談会のお申込みをされるお客さまは、ご希望の日時・時間をご記入ください。) |
| TEL           | 相談会<br>希望日時        |  |
| FAX           |                    |  |
| 所在地           | (当社のお客さまは、ご記入不要です) |  |